

須賀川市第4次障がい者計画（案）、須賀川市第7期障がい福祉計画・須賀川市第3期障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメント（市民意見公募）実施要領

1 目的

令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とする須賀川市第4次障がい者計画、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とする須賀川市第7期障がい福祉計画・須賀川市第3期障がい児福祉計画を策定するにあたり、市民等の意見を広く聴取し、計画に反映することを目的とする。

2 内容

須賀川市第4次障がい者計画（案）、須賀川市第7期障がい福祉計画・須賀川市第3期障がい児福祉計画（案）に対する市民等の意見を募集する。

3 閲覧等の方法

(1) 市ホームページ、市公式LINEでの閲覧

(2) 冊子での閲覧

ア 閲覧場所

(ア) 市民福祉部社会福祉課（市役所1階）

(イ) 市民交流センター

(ウ) 長沼市民サービスセンター（長沼コミュニティセンター）

(エ) 岩瀬市民サービスセンター（岩瀬コミュニティセンター）

(オ) 各コミュニティセンター

イ 閲覧可能時間

閲覧場所の開館時間に準ずる

4 意見募集期間

令和6年1月22日（月）9時～2月4日（日）17時15分

なお、郵送による提出の場合は、最終日必着とする。

5 提出方法等

市ホームページ、市公式LINEに掲載又は閲覧場所に配架している意見提出様式（任意様式も可）により、住所・氏名・連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法で社会福祉課へ提出する。

(1) 社会福祉課又は閲覧場所となっている施設へ直接持参（各施設開館時間中）

(2) 郵送（〒962-8601 須賀川市市民福祉部社会福祉課宛て）

(3) FAX（0248-88-8119）

(4) 電子メール（shafuku@city.sukagawa.fukushima.jp）

(5) 市公式LINE

6 その他

(1) 意見書の返却や個別の回答は行わない。

(2) 電話や口頭による意見は受け付けない。

(3) 提出された意見については、内容ごとに計画への反映方法を整理し、後日市ホームページで公表する。

7 問合せ先

市民福祉部社会福祉課 電話 0248-88-8112